

議案第22号

特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和53年条例第8号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「薬剤師及びこれらの補助者」を「歯科医師及び薬剤師」に改める。

第3条第1項第3号中「これを3回に分け、8月、12月及び」を削り、「4月の」
を「4月」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

（単位：円）

区分	報酬		費用弁償額
	単位	報酬額	
学校医	1校あたり年額	30,000	町長相当額。ただし、日当は650円とする。
学校歯科医	1校あたり年額	15,000	
学校薬剤師	日額	10,800	
産業医	月額	25,100	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。